統括防火管理者及び統括防災管理者の業務の委託に関する契約**書**

　　　　　　　　　　　　（建物名称）の管理権原者の総意として　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は法人名称、役職及び氏名。以下「甲」という。）を代表者とし、　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は法人名称、役職及び氏名。以下「乙」という。）との間で、防火対象物及び建築物その他の工作物（以下「本件防火防災対象物）という。」）における統括防火管理者及び統括防災管理者の業務の委託について、下記のとおり契約を締結する。

記

（統括防火管理者及び統括防災管理者の業務の委託）

第１条　甲は、次の本件防火防災対象物において、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第８条の２第１項に基づき甲が行うべき統括防火管理者及び同第３６条第１項において準用する同第８条の２第１項に基づき甲が行うべき統括防災管理者の業務を、乙に委託する。

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 名　　称 |  |

（統括防火管理者及び統括防災管理者の指定）

第２条　甲乙は協議のうえ、防火管理上及び防災管理上必要な事項に関する十分な知識を有している乙の従業員のうちから防火対象物及び建築物その他の工作物の統括防火管理者及び統括防災管理者となるべき者を指定するものとする。なお、統括防火管理者及び統括防災管理者となるべき者を変更する場合も同様とする。

（統括防火管理者及び統括防災管理者の選任）

第３条　甲は、前条により指定した従業員を本件防火防災対象物の統括防火管理者及び統括防災管理者に選任し、本件防火防災対象物の統括防火管理業務及び統括防災管理業務を行わせる。

（必要な権限の付与）

第４条　甲は、乙並びに統括防火管理者及び統括防災管理者となる乙の従業員に対して、消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号。以下「規則」という。）第３条の３第１項第１号及び５１条の１１において準用する同第３条の３第１項第１号に規定する「全体についての防火防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限を付与する。

⑴　防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

⑵　防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消火、通報及び避難の訓練その他統括防火の実施に関する権限

⑶　防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限

⑷　その他統括防火防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

（全体についての防火防災管理上必要な業務）

第５条　甲は、統括防火管理者及び統括防災管理者となる乙の従業員に対して、規則第３条の３第１項第２号及び同第５１条の１１において準用する同第３条の３第１項第２号に規定する「全体についての防火防災管理上必要な業務の内容」については、次のとおりとする。

⑴　防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。

⑵　防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

⑶　防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。

⑷　その他統括防火防災管理者として行うべき業務に関すること。

（全体についての防火防災管理上必要な事項）

第６条　甲は、統括防火管理者及び統括防災管理者となる乙の従業員に対して、規則第３条の３第１項第３号及び同第５１条の１１において準用する同第３条の３第１項第３号に規定する「位置、構造及び設備の状況その他全体についての防火防災管理上必要な事項」について説明するものとする。

なお、防火管理上及び防災管理上必要な事項は、次のとおりとする。

⑴　防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。

⑵　火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

⑶ 火災、地震その他の災害が発生した場合における、消防隊に対する当該防火対象物及び建築物その他の工作物の構造その他必要な情報提供及び消防隊の誘導に関すること。

⑷　その他防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての防災管理上必要な事項

（疑義の決定等）

第７条　この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約書の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を保有する。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙